

稲わら腐熟促進材を活用して ストップ！わら焼き

市では稲わら焼却防止および地力増進を目的に、農家が使用する稲わら腐熟促進材の購入費を補助します。

▼補助対象：市内水田に散布する稲わら腐熟促進材（稲わらの腐熟促進効果が認められるもの）

※補助対象になるか不明な場合は、購入する商品パンフレットなどを持参の上、ご相談ください。

▼補助金額：対象経費（税抜き価格）の1/2以内または散布する農地の面積1㎡当たり1円を乗じた額のいずれか少ない額（千円未満の端数は除く）上限10万円

▼必要書類：見積書・市税等の滞納がない証明書・通帳・認め印

▼受付期間：随時受け付けています。予算の上限に達した場合は締め切ります。

※補助金の交付が決定する前に購入したものは対象外です。

※申請の際に散布する場所を確認します。

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111（内線421）




農業活性化総合対策事業 2次募集受け付け中

(1) 共同利用農業機械・施設導入事業（国・県等の補助事業の対象になっていないものに限り）

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
機械・施設導入および更新する経費	市内の農業振興を図る3戸以上の農業者団体・組織および農事組合法人等 (共同で出荷・販売および資材購入等をしていることがわかる団体)	耐用年数5年以上かつ単品取得価格30万円以上の機械、施設 ※農業以外にも使用できる汎用性が高いものは除きます。(例、軽トラ、フォークリフト、冷蔵庫等)	対象経費の1/4以内。上限100万円

(2) 園芸施設用パイプハウス導入事業（園芸施設用パイプハウス導入経費）

補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
認定農業者で、導入ハウスで3年以上園芸作物を作付けし、園芸施設共済事業等へ加入する農業者 ※3年間出荷伝票等販売を確認できる書類を提出していただきます。	新設する園芸施設用パイプハウス5,400円/㎡を上限とします。 	①国・県の補助を受けない場合 対象経費の3/10以内。上限50万円 ②国・県の補助を受けた場合 対象経費の1/10以内。上限15万円

必要書類等 見積書3社分・市税の滞納がない証明書・通帳・認め印

※機械の場合はカタログ、組織・集団の場合は規約、機械管理運営規定等、その他の書類が必要になる場合があります。

留意事項 ・補助金の交付が決定する前に購入したものは対象外です。

・つがる市民で、市税の滞納がない方に限ります。

・申請順に受け付けし、予算の上限に達した場合は締め切ります。

・令和4年度内に事業を完了させてください。



【申請・問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111（内線414・411）

農地パトロールを実施します



農業委員会では、農地パトロール（農地法第30条第1項に基づく利用状況調査）を実施し、遊休農地の把握と農地の無断転用の防止に努め、地域の重要な資源である農地を守り生かす運動を展開しています。

＜調査月間＞

農地パトロールは、毎年7月から10月までを調査月間として実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】農業委員会事務局 電話23-3622

スマート農業機械導入事業 2次募集受け付け中

市では、農作業の効率化や労働力不足の解消、生産性向上や規模拡大、新規就農者への技術継承が実現可能なスマート農業機械を購入する際の費用の一部を補助します。

▼受け付けの条件(①～③全てを満たすこと)

①農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに掲載されている農業機械またはRTK-GNSS固定基地局の信号を使用する農業機械であること ②認定農業者、青年等就農認定者であること ③市内に住所を置く個人または農業法人で市税の滞納がないこと

▼提出書類 見積書2社、カタログ、通帳、滞納のない証明書(世帯全員)、法人の場合は定款

▼補助金の額 事業費の1/4以内(限度額100万円)

▼対象となる機械 耐用年数5年以上、取得価格(税抜き)30万円以上

▼留意事項

- ・補助金の交付決定前に発注したもの、およびソフト事業は対象外です。
- ・一度交付を受けた方は再度申請することができません。
- ・申請順に受け付けし、予算の上限に達した場合は締め切ります。
- ・融資を受ける場合は、金融機関に限ります。
- ・令和4年度内に事業を完了させてください。事業完了後に補助金を交付します。
- ・3年間の実績報告を提出してもらいます。



【申し込み・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111 (内線413)

緊急地震速報伝達訓練の実施

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に備え、国から送られてくる緊急情報を人工衛星などから瞬時に市民の方へ情報伝達する仕組み「全国瞬時警報システム(Ｊアラート)」を用いて、防災行政用無線による情報伝達訓練を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

<訓練実施日時>

6月15日(水) 10時ごろ

<情報伝達手段>

市内に設置している防災行政用無線子局および室内に設置している戸別受信機から一斉に放送されます。

※気象の状況等によっては、訓練放送を中止することがあります。

【問い合わせ先】

防災危機管理課 電話42-2111 (内線344)

土砂災害から身を守るために

～6月は土砂災害防止月間です～

土砂災害から身を守るために、日頃の備えと早めの避難が必要です。土砂災害は、台風などの大雨の時期に特に多く発生します。身の危険や周囲に異変を感じたら、ただちに避難するとともに、市役所などへ連絡しましょう。

土砂災害警戒情報や土砂災害警戒区域等マップなど、土砂災害に関する情報は、県庁ホームページから「防災情報(砂防)」で検索するとご覧いただけます。

【問い合わせ先】

市役所防災危機管理課
電話42-2111 (内線342)
青森県県土整備部
河川砂防課砂防グループ
電話017-734-9670



市税等の納付は
納期内に
お願いします

【問い合わせ先】 収納課
電話42-2111(内線227)

6
月
は

「市・県民税」1期
「公共下水道使用料」
「利用者負担金(保育料)」

「住宅使用料」
「農業集落排水施設使用料」

の納期限となっています。

□座振替日は6月30日(木)です。

□座振替で納付している方は、□座残高の確認をお願いします。